**富士市ゼロカーボンシティの実現に向けたパートナーシップ協定書**

　富士市（以下、「甲」という。）と株式会社○○○○（以下、「乙」という。）は、富士市におけるゼロカーボンシティ（2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする都市のことをいう。以下同じ。）の実現に関して、相互協力して地域課題の解決に取り組むため、次の条項により協定を締結する。

（目的）

1. 本協定は、甲と乙との相互協力により取組を推進し、地域の脱炭素に対する意識醸成を図るとともに、ゼロカーボンシティの実現に寄与することを目的とする。

（協定事項）

1. 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携し、協力するものとする。なお、各号に関する具体的な内容については、協議のうえ定める。

(1) 温室効果ガス排出量の削減目標の公表に関すること。

(2) 温室効果ガス排出量の削減成果の報告に関すること。

(3) 温暖化対策の計画策定に関すること。

(4) 事業所内で使用する燃料、電気等のエネルギーの使用の削減に関すること。

(5) 材料及び製品等輸送の効率化に関すること。

(6) 事業活動に使用する自動車から排出される温室効果ガス削減（アイドリングストップ、使用計画の見直し、低公害車の導入等）に関すること。

(7) 社員又は従業員の被服（クールビズ・ウォームビズ）に関すること。

(8) 社内の温度上昇抑制（グリーンカーテン等）に関すること。

(9) 再生可能エネルギー等の利活用及び導入拡大に関すること。

(10) 省エネルギー診断の実施に関すること。

(11) 社員又は従業員への環境教育の推進に関すること。

(12) 地域社会への環境啓発に関すること。

(13) 脱炭素技術に関する研究会・勉強会への参画に関すること。

(14) 温室効果ガスの削減に係る地域活動の参画に関すること。

(15) 環境認証制度の取得に関すること。

(16) 必要な備品等のグリーン購入に関すること。

(17) 廃棄物の発生削減に関すること。

(18) 資源の再利用に関すること。

(19) 廃棄物の再資源化に関すること。

(20) 製品製造時に発生する熱の利用に関すること。

(21) 森林の保全、再生及び活用に関すること。

(22) その他ゼロカーボンシティの推進に関すること。

（協議）

1. 乙は、前条各号に掲げる協定事項を推進するために協議の必要が生じたときは、甲に対して協議の申し出を行うものとする。

２ 甲は協議の申し出があった場合に、具体的取組の内容及びその実施方法等の決定に関して、乙と協議するものとする。

３ 甲は乙が前条各号に掲げる協定事項を推進するために協議の必要が生じたときは、協議の場を設けるものとする。

（守秘義務）

1. 甲及び乙は、法令の定めがある場合を除き、本協定の履行に伴い知り得た他の協定当事者の秘密事項については、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について守秘義務があることを確認する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（協定の変更）

1. この協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はこの協定について変更の必要が生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

（期間）

1. 本協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する１か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申出を行わないときは、有効期限が満了する翌日から１年間更新され、その後も同様とする。

（その他）

1. 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙押印の上、各自１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

（甲）

　　静岡県富士市永田町１丁目１００番地

　　富士市　代表者

　富士市長　　小長井　義正

（乙）

静岡県富士市○○町０丁目０００番地

株式会社○○○○

代表取締役　　○○　○○